

お客さま各位

「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

平素は格別なお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）」に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法17条の規定により、お客さまのご送金取引が、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「支払の原則禁止」、「対外直接投資に関する規制」及び「役務取引に関する規制」等に該当しないことを確認させていただいております。お客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ ご送金目的についてのご申告をお願いいたします。

1. ご送金目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、仕向地（国名）をあわせてご申告ください。
2. お取引が外為法上の経済制裁の関連規制に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告ください。

○ お取引の関係者についてのご確認をお願いいたします。

ご申告の際は、お客さまの知りうる限りにおいて、以下に該当しないこともあわせてご確認ください。

1. 外為法に基づきタリバーン、テロリスト、拡散金融（北朝鮮の核開発・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連、イランの核開発等・大型通常兵器等関連）、ロシア・ベラルーシ関連等として、資産凍結等対象者に指定される制裁対象者が直接・間接的に関与、実質的に制裁対象者が支配、又は制裁対象者に代わって行うものでないこと。
2. 最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がないこと。
3. 最終的な資金の受取人や取引関係者がロシア・ベラルーシ関連の制裁対象者により株式の総数又は出資の総額に占める割合50%以上を直接に所有されている団体（日本に主たる事務所を有する団体を除く）、制裁対象者に実質的に支配される法人や団体等ではないこと。

○ お取引内容を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

窓口でのお受付の際、お取引に係る資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただく場合があります。また、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「支払の原則禁止」、「対外直接投資に関する規制」及び「役務取引に関する規制」等に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りせざるをえないことがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

○ 最新の規制内容を財務省告示や財務省HP等にてご確認いただきますようお願いいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、外為法に基づく各種規制が随時発動しております。必ず財務省HPにて最新の規制の内容をご確認いただいたうえで、ご申告いただきますようお願いいたします。なお、2025年8月27日に日米韓「北朝鮮IT労働者に関する共同声明」が公表され、財務省等の関係省庁から2024年3月公表の「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」が更新されました。北朝鮮IT労働者との関連が疑われる企業等への送金等の場合、詳細を確認させていただき、送金等のお取り扱いをお断りさせていただくこともございます。詳細は、以下関係省庁のHPをご確認ください。

* ロシア関連規制 財務省HP：

- > トップページ>財務省の政策>国際政策>外為法関係・為替政策>外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要>ウクライナ関連情報

* 経済制裁措置の対象者リスト 財務省HP:

- > トップページ>財務省の政策>国際政策>外為法関係・為替政策>外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要>経済制裁措置及び許可手続>経済制裁措置及び対象者リスト

* 北朝鮮IT労働者に関する注意喚起 財務省HP:

- > 「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表（令和6年3月26日）
- > 日米韓「北朝鮮IT労働者に関する共同声明」及び「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表（令和7年8月27日）

外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制（抜粋）

- ① 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
 - ・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引
 - ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
- ② 北朝鮮の「資金使途規制」
 - ・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
- ③ 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
 - ・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止
- ④ イランの「資金使途規制」
 - ・イランの核活動等に関連する活動に寄与する目的で行われるもの
 - ・イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行われるもの
- ⑤ ロシア向け「対外直接投資に関する規制」
 - ・ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人等（当該法人が実質的に支配する法人等を含む）が外国において行う事業への対外直接投資に関する取引
 - ・本邦居住者が他の本邦居住者又は非居住者と共同して設立する組合等の、ロシアでの事業活動に充てるための支払
 - ・本邦居住者がロシア法人等（ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む）と共同して設立した組合等の、外国における事業活動に充てるための支払
- ⑥ ロシア・ベラルーシ向け「役務取引に関する規制」
 - ・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引
 - ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体への技術提供に関する取引
 - ・ロシアの個人・法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引
 - ・ロシア法人等への会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務又は便益の提供に関する取引
- ⑦ ロシア・ベラルーシ向け「貿易に関する支払規制」
 - ・「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地及び仕向地とする輸出入取引
- ⑧ ロシア・ベラルーシ向け「証券取引規制」
 - ・ロシアの政府その他の政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡に関する取引
 - ・ロシアの政府その他の政府機関等による本邦における証券の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引
 - ・ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数／出資総額の50%以上を直接保有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る）の発行又は募集（これに伴う労務又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引
- ⑨ ロシア産原油等の価格上限に係る資本取引に関する規制
 - ・本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約又は債務保証契約に係る取引のうち、海上輸送されるロシア産原油又は石油製品の購入又は輸送に関する取引（購入価格が上限価格を超える取引に限る）
- ⑩ その他規制
 - ・テロリスト等、外為法で指定される資産凍結等経済制裁対象者（以下、制裁対象者）との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数／出資総額の50%以上を直接所有する団体との支払を含む）
 - ・直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む）
 - ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等
 - ・漁業・皮革又は皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等に関する組合等の、外国における事業活動のための支払

(2026年1月現在)